

チーム代表各位

令和3年8月25日

公益財団法人日本少年野球連盟
三重県支部
支部長 藤本善一

「三重県緊急事態宣言」に関する通達

8月27日より三重県「緊急事態宣言」が9月12日まで発出される事が決定しました。
県内感染者の急増に伴い以下を厳守し安全を最優先したチーム運営をお願い申し上げます。

チーム運営について

令和3年7月12日付連盟新型コロナウイルス感染防止対策・新ガイドラインの厳守。
平日練習及び屋内練習の禁止。
分散練習等を導入し密にならないように行う。
各家庭の事情を鑑み保護者と選手の意向を最優先し強制参加させない。
活動不参加による不利益がないように配慮する。

公式戦及び練習試合について

遠征及び県外チームとの交流の禁止。
連盟試合ガイドライン厳守に加え密にならない様に工夫し健康維持を優先する事。
中日本ブロック試合観戦ガイドラインの厳守。
※公式戦については行政及び中日本ブロックと協議の上、開催の判断を行います。

学校内及びチーム内にコロナウイルス感染者が発生した場合

連盟感染防止ガイドラインに従い該当する選手は活動を自粛。
人権侵害や誹謗中傷等は絶対に行わない。
チーム代表は連盟通達に従いプライバシー保護に努める
※感染者がでた場合はチーム代表より支部へ連絡

期間：緊急警戒宣言解除日まで

以上、今一度、感染拡大防止に努め再度徹底したチーム運営をお願い申し上げます。